

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(違反に対する異議申立て)</p> <p>第16条 前条第3項又は第4項の規定に基づく文書警告を受けた事業者は、当該警告の内容に異議がある場合には、文書の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に文書をもって異議申立てをすることができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の異議申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、それに基づき更に審理を行い決定を行うものとする。</p> <p>3 第1項に規定する期間内に異議申立てがない場合には、違反事実が確定したものとする。</p>	